

## 地域別緑地計画について

地域別緑地計画では、基本方針に基づき、広域的に重要となる都市公園等や河川などの「重要な緑地」を地域別に抽出するとともに、広域的な水と緑のネットワーク形成の視点から、緑地の保全・創出が必要な地域として「緑の保全・創出を図る地域」を抽出し、計画図として示します。

これらの「重要な緑地」や「緑の保全・創出を図る地域」は、市町村で策定する緑の基本計画に位置づけ、緑の保全・創出を図ることが望まれます。

なお、地域別緑地計画の地域区分は、6つの都市計画区域としています。



### 重要な緑地

「重要な緑地」は、基本方針における**環境・安全・活力・生活の4つの視点**から抽出した広域的に重要となる緑地です。なお、「重要な緑地」は原則として基本方針の「広域的な緑の配置図」に位置つけた緑地としており、次のような考え方で抽出します。

#### 環境

- 都市を取り巻く大規模な樹林地や都市を流れる大河川沿いの緑地
- 生態系ネットワークを形成するコアエリア、コリドー（コリドー：動物の移動、植物の種子拡散等を支える環境のつながり）

#### 安全

- 東海・東南海・南海地震や風水害等の被害を軽減する緑
  - 地震災害や土砂災害を抑制する緑
  - 防災活動拠点などの災害時の活動拠点
  - 延焼の遮断に役立つ河川

#### 活力

- 広域的な交流拠点となる緑
- 地域の歴史・景観資源となる特色ある緑（「美しい愛知づくり基本計画」の広域景観資源で緑に関するもの）

#### 生活

- 市街地内の水と緑のネットワークの軸となる河川
- 緑道、広域公園、都市基幹公園等の健康づくりの場となる緑

#### ■都市公園や公共施設緑地について

- 重要な緑地とする都市公園や公共施設緑地は、以下のように抽出しています。
- 国営公園、広域公園及び都市基幹公園…供用済の公園または未供用でも都市計画決定済みの都市公園
  - その他の都市公園…上記以外の公園で、供用面積または都市計画決定面積が10ha以上の都市公園
  - 公共施設緑地…都市公園と同等の機能を持つ10ha以上の緑地

### 緑の保全・創出を図る地域

「緑の保全・創出を図る地域」は、「骨格となる緑地」、「樹林地等の分布地域」、「法規制の弱い地域」、「県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ」を重ね合わせることで、次のような3種類の地域に分類します。

（下図の「緑の保全・創出を図る地域の抽出の概念図」参照）

#### ●緑の保全・創出を図る地域の抽出の概念図

骨格となる緑地内のうち法規制の弱い緑地、県土コアエリア及び県土生態系ネットワーク軸との関連性から、緑の保全・創出を図る地域を抽出しました。

#### ●緑の保全を図る重点地域（重点地域）

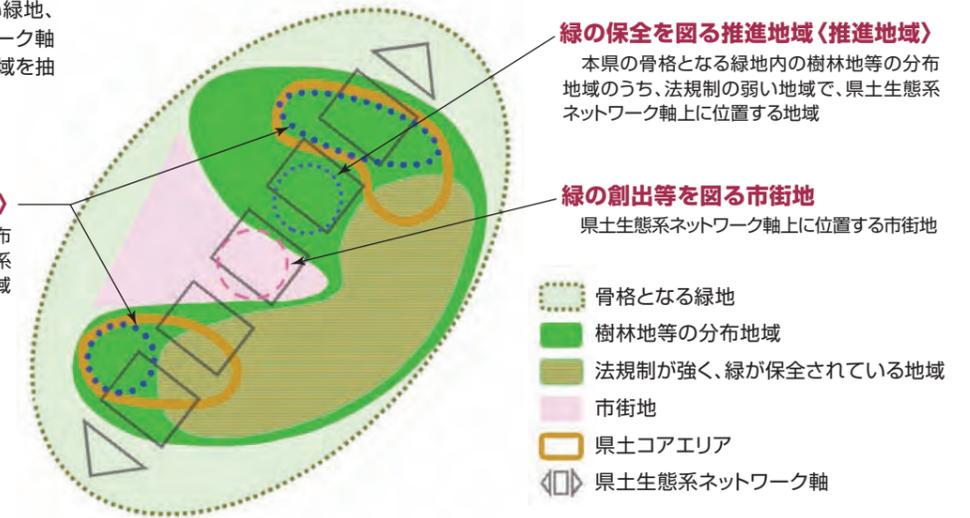
本県の骨格となる緑地内の樹林地等の分布地域のうち、法規制の弱い地域で、県土生態系ネットワークの県土コアエリア内に位置する地域

#### ●緑の保全を図る推進地域（推進地域）

本県の骨格となる緑地内の樹林地等の分布地域のうち、法規制の弱い地域で、県土生態系ネットワーク軸上に位置する地域

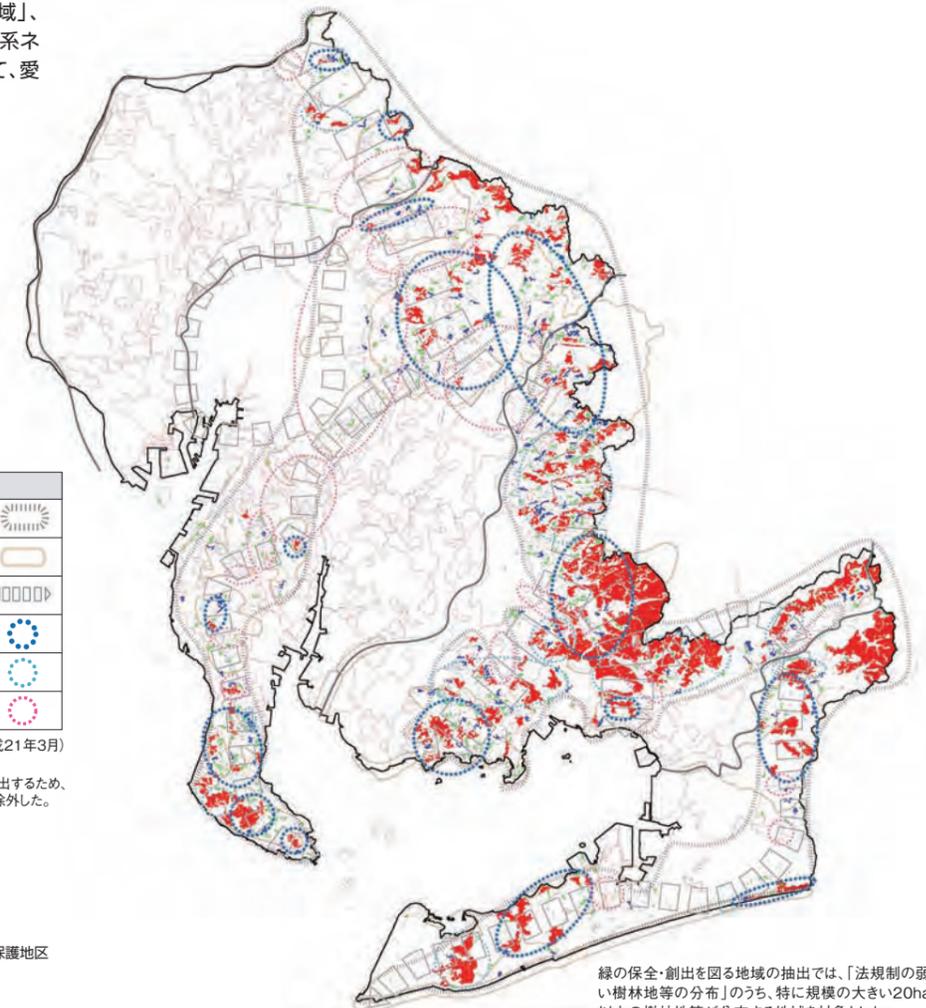
#### ●緑の創出等を図る市街地

県土生態系ネットワーク軸上に位置する市街地



#### ●緑の保全・創出を図る地域

「骨格となる緑地」、「樹林地等の分布地域」、「法規制の弱い地域」、「県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ」を重ね合わせて、愛知県全図に示すと以下ようになります。



凡 例	
骨格となる緑地	
県土コアエリア	
県土生態系ネットワーク軸	
県土コアエリア内の法規制の弱い樹林地等	
県土生態系ネットワーク軸上の法規制の弱い樹林地等	
県土生態系ネットワーク軸上の市街地	

参考：「あいち自然環境保全戦略」愛知県（平成21年3月）

法規制の弱い樹林地等の分布		※ 法規制の弱い樹林地等を抽出するため、以下に含まれる樹林地等は除外した。
20ha以上		・ 都市公園
10ha以上		・ 公共施設緑地
5ha以上		・ 民間施設緑地
5ha未満		・ 風致地区
		・ 河川区域
		・ 農業振興地域農用地区域
		・ 自然公園 特別地区・特別保護地区
		・ 自然環境保全地域
		・ 豊田指定緑地
		・ 国有林、保安林

緑の保全・創出を図る地域の抽出では、「法規制の弱い樹林地等の分布」のうち、特に規模の大きい20ha以上の樹林地等が分布する地域を対象とした。